

東京都受動喫煙防止条例(仮称)に関する要望について

現在、東京都で検討されている「東京都受動喫煙防止条例(仮称)」について、我々業界の意見・要望を反映していただくために署名活動を実施したところ、4月24日現在、181,982筆という多くの皆様からご賛同の声をいただくことができました。

私たちは、決して受動喫煙防止の取組み自体に反対するものではなく、同取組みを推進していくことは重要であると認識しています。

しかしながら、都が実施した「基本的考え方」に対するパブリックコメントにおいては、反対および一部反対が賛成を大きく上回る状況であったこと、加えて27の基礎自治体から慎重な検討を求める意見書が提出されている状況下、それらを一切無視し、4月20日の記者会見にて、唐突に「基本的考え方」の規制内容を遥かに上回る一律的過度な規制内容を発表したことに対し、遺憾に堪えません。このような一律的過度な規制が東京都において施行されれば、零細な事業者の集まりである我々は、深刻な売上減少や、廃業に追い込まれることは確実であると危惧しているところです。

加えて、現在国で健康増進法の改正が検討されている中、東京都独自の条例を法律に先行して制定した場合、二つの規制が輻輳することで、多くの都民・訪日外国人・事業者の大きな混乱を招くことは必至であります。

このような状況を踏まえ、たばこを吸われる方、吸われない方が協調して共存できる社会の実現に向け、次の事項を要望いたします。

1. 私たちは、性急な条例制定は避けるべきと考えており、今後検討を行う際は、連携・協力が不可欠な区市町村はもとより、規制により深刻な影響を受ける事業者の声をしっかりと聴取いただいた上で、慎重な検討を行って頂くよう、切に要望いたします。
2. 私たちは、お客様と事業者が「喫煙」「分煙」「禁煙」の店舗を自由に選択できる多様な社会を求めます。
3. 私たちは、たばこを吸われる方、吸われない方双方が共に納得いく、慎重な検討を望みます。

2018年4月24日

東京都知事 小池百合子 様

住所:東京都渋谷区広尾 5-7-1

団体名:東京都生活衛生同業組合連合会

会長 金内 光信

住所:東京都千代田区神田和泉町 1-8-2-301

団体名:東京都麻雀業協同組合

理事長 高橋 常幸

住所:東京都港区芝 3-2-12

団体名:東京都たばこ商業協同組合連合会

会長 水谷 章道

住所:東京都港区西新橋 3-2-1 Daiwa 西新橋ビル

団体名:一般社団法人日本たばこ協会

専務理事 増井 秀樹

東京都受動喫煙防止条例に関する署名活動

集計結果
181,982 筆

【要望趣旨】

- ・受動喫煙防止条例の検討にあたっては、都民や事業者の声に耳を傾け、慎重な議論がなされることを望みます。
- ・私たちは、お客様と事業者が「喫煙」「分煙」「禁煙」の店舗を自由に選択できる多様な社会を求めます。



東京都生活衛生同業組合連合会
東京都麻雀業協同組合
東京都たばこ商業協同組合連合会
一般社団法人日本たばこ協会